

令和2年5月21日

学校再開後の新型コロナウイルス感染症対応について

京都府立城陽支援学校

本校では以下の点に留意して教育活動を行います。保護者の皆様には、御理解・御協力の程、よろしくお願いいたします。

1 学校生活では以下の点に留意します。

- (1) 交通機関の通勤ラッシュによる混雑を避けるため、当面の間、始業・終業時間を変更します。
- (2) 交通機関に乗車中には、友達との会話は可能な限り控えるように指導します。
- (3) 登校後すぐに指定の教室にて石けん・ハンドソープ等を用いてしっかり手洗いをするよう指導します。その後、HR教室にて検温を行い、担任が確認します。
- (4) 担任、教科担当は注意深く生徒の様子を観察します。
- (5) 登下校時、校内では常にマスクを着用するよう指導します。
- (6) 手洗いの徹底
 - ・登校後や他の教室での活動後、昼食前後、トイレ後は必ず石けん・ハンドソープ等でしっかり手洗いすることや、その他もこまめに手洗いするように指導します。
 - ・各自清潔なハンカチ等を用意するように指導します。
- (7) 咳エチケットを徹底するよう指導します。
- (8) 換気の徹底
 - ・休憩時間は窓を全開にして換気を行います。
 - ・授業中も対角線の窓を開けるなどして換気に努めます。(冷暖房中も同様)
- (9) ソーシャルディスタンスの確保
 - ア 概ね1～2m以上の間隔を空け、対面とならないように座席を工夫します。
 - イ 近距離で対面して会話することを控えるように指導します。やむを得ず会話する場合は、できるだけ距離を置き、大声で会話しないように指導します。
 - ウ 更衣については、男子は各教室、女子は女子更衣室で行うなどして密集状態を避けるようにします。
- (10) 学習活動での注意点
 - ア 必ずマスクを着用するように指導しますが、体育等運動する際は、熱中症にならないよう着脱について配慮します。
 - イ 常に3密(密閉・密集・密接)状態が発生しないように授業形態を工夫します。
 - ウ 以下に掲げるものなど感染症対策を講じてもなお感染の可能性が高い学習活動は当面の間自粛します。
 - ・音楽科等における狭い空間や密閉状態での歌唱指導や身体接触を伴う活動
 - ・調理等の学習活動
 - ・保健体育科等における児童生徒が密集する運動や児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動
 - ・児童生徒が密集して長時間活動するグループ学習
 - ・ビジネス総合科3年生の進路に係る取組以外の校外での学習活動

(11) 昼食時

ア 昼食前後にしっかり手洗いをするよう指導します。

イ 昼食時も対面で食べないように指導します。また、マスクを外した状態での会話をできるだけ控えるように指導します。

(12) 発熱時、体調不良時の対応

ア 別室にて休養し、様子を見ます。

イ 保護者に連絡をし、対応を相談します。なお、対応は以下のように行います。

- ・体温が37.5℃以上である場合は帰宅してもらいます。
- ・体温が37.0℃～37.5℃未満の場合で咳等の風邪症状が見られるとき、倦怠感、嗅覚・味覚等に異常が見られるとき等は帰宅してもらいます。
- ・37.0℃未満でも咳等の風邪症状が見られるとき、倦怠感、嗅覚・味覚等に異常が見られるとき等は帰宅してもらう場合があります。

ウ 帰宅する場合は、保護者に迎えに来ていただきます。

(13) 消毒の実施

消毒計画に基づき、消毒を実施します。

2 教職員は以下の点に留意して指導を行います。

(1) 教職員は新型コロナウイルス感染症に対して、正しい知識を持ち、基本的な感染症対策を行うように努めます。

(2) 偏見、いじめ、差別等が生じないよう生徒の人権に十分配慮した指導を行います。

(3) 出勤前・始業時・終業時に検温をして体調確認をするとともに、勤務中はマスクを着用します。また、教職員もこまめに石けん・ハンドソープ等を用いてしっかりと手洗いを実施します。

(4) 職員室での執務や会議を行う場合は、部屋の換気を十分に行います。

(5) 可能な限り、不要不急の外出を控えます。

(6) 本人、家族等に感染、濃厚接触等が判明した場合や感染等が疑わしい場合は、情報を共有します。

3 御家庭にお願いしたいこと

(1) 登校前に体調確認を行い、「健康記録表」への御記入をお願いします。

(2) 37.0℃以上の発熱があり、かつ風邪症状（のどの痛み、咳が長引く、倦怠感等）や嗅覚味覚に異常が見られる、などの場合は登校を自粛していただき（出席停止）、学校への連絡を行うとともに医療機関を受診していただきますよう、お願いいたします。

(3) 同居する家族の健康状態についても、発熱や風邪症状がある場合は「健康観察表」に御記入ください。

(4) 外出時のマスク着用や帰宅後・食事前後の手洗い、感染症に対する抵抗力を保つ生活習慣の確立等感染防止のための対策に御協力ください。

4 その他

(1) 今後、地域状況の変化に応じて、学校設置者等の指示により対応の変更を行うことがあります。

(2) 本校児童生徒、及び教職員等の感染が確認された場合、府教育委員会や関係機関等と情報共有し、その指示により対応を行います。